

○総務省令第二十五号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第五条ただし書の規定に基づき、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣 村上誠一郎

非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部を改正する省令

非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成十八年総務省令第一百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(損害補償のうち休業補償を行わない場合) 第一条 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(以下「令」という。)第五条ただし書の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。 一 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘留されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十六号)第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合	(損害補償のうち休業補償を行わない場合) 第一条 「同上」 一 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘留されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十六号)第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十六条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている場合、この省令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令第一条第一号の規定の適用については、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されているものとみなす。